# 鳥取県中部地震に係る国・県の取組状況について

平成 28 年 12 月 21 日

要望項目	国の対応(今後の予定も含む)	県の取組(今後の予定も含む)
型型	【対応済】	○旅行商品造成支援を一層促すため「とっ
いて ○国においても日本政府観光局 (JNTO)や観光関係団体による国 内外でのプロモーション・鳥取観 光キャンペーンを実施し、風評被 害を払拭することで鳥取観光を 支援するとともに、鳥取中部地震 復興支援のため、高速道路料金の 割引も含め、割引旅行プラン助成 制度等を創設すること。 迅速な応急危険度判定及び「り災証	○12/6 に安倍総理から、「鳥取応援プログラム」として、鳥取県の魅力の発信や、被害の大きかった地域を周遊する旅行商品造成支援など8項目で構成される支援内容が正式に発表された。うち旅行商品造成支援「とっとりで待っとりますキャンペーン」には原資として1億円が県に交付される。(このほか「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」「広域観光周遊ルート」(観光庁)による支援など)	とりで待っとりますキャンペーン」に県独自で5千万円を積み増して執行予定。 ・復興応援バス申込状況 累計:日帰り (3万円) 714台 宿泊 (6万円) 954台 ※12月16日16:00時点 ・各種イベント、キャラバン、メディアPR のほか、関西・中国圏旅行会社を中部に招聘し「とっとりで待っとります」現地報告会(観光情報説明会)を12/21に実施。
明書」の早期交付に向けた支援体制について ○被災者の生活再建が迅速に進むよう、応急危険度判定士に係る相 互協力体制により円滑な運営に向けた支援を行うこと。	○国土交通省と、中四国地区の広域支援本部である広島県との連携調整等が行われ、本部(広島県)からの協力要請に基づき、中四国自治体から応急危険度判定士の派遣が行われた。	34 (10/22 10/25 00 8 日間、月日間、三朝間、 湯梨浜町、北栄町の4市町を対象に、延べ 450 人の応急危険度判定士により、7,311 件の判定を実施。
迅速な応急危険度判定及び「り災証明書」の早期交付に向けた支援体制について ○「り災証明書」の迅速な交付に向けて、被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が早期に確立されるよう支援を行うこと。	【対応済】 ○総務省から近隣の中四国知事会等に働きかけがあり、被災市町からの要請に基づき、調査職員の派遣が円滑に行われた。 ○概ね被災から1ヶ月で、り災証明書の発行につながった。 【対応中】 ○上記、総務省からの働きかけを受けて、県として中国知事会等に対して、第2次調査員の派遣を要請している。	○県の税務職員等を被災市町に派遣し、家屋被害認定調査(第1次調査)を支援した。 ○合わせて、他の市町村や建築士事務所協会に職員・建築士を派遣要請し、家屋被害認定(第1次調査)を支援した。 ○引き続き、第2次調査のための県の税務職員等について、派遣を実施中。
被災者生活再建支援制度等に係る 柔軟な対応について ○既存の被災者生活再建支援制度 が適用されない被害に対しても、 災害救助法等に基づく支援の拡 充等により、幅広く生活支援を行 うこと。	【対応なし】 〈内閣府からの回答〉 ○被災者生活再建支援制度は既存の制度での対応を。 ○災害救助法の支援のうち、一般基準によりがたいものについては、特別基準の適用について、内閣府と協議してもらいたい。	○県独自で、10 月専決予算及び11 月補正 予算により、17 億円(全体事業費 18.5 億 円)を措置し、国の支援制度の対象となら ない、半壊・一部破損について、県の被災 者住宅再建支援補助金及び被災者住宅修 繕支援金により支援を実施。 ※住宅支援の詳細は別紙のとおり
<ul><li>災害廃棄物の早期処理に向けた支援について</li><li>○「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象に半壊家屋等の解体費用を含めること。</li></ul>	【対応済】 ○災害査定を行う環境省職員の被災地派 遣により、補助上の減額防止のための助言 あり(半壊家屋についても生活環境の悪化 防止の観点で撤去する場合は対象となる 旨の言及あり)	○環境省職員に同行し、各市町への補助金 上の留意点等についてフォーローアップ を実施。
災害廃棄物の早期処理に向けた支援について ○蔵・納屋等の付属建物についても 住家と同様補助対象とするとと もに、補助率の嵩上げ等財政措置 を講ずること。	【一部対応済】 ○災害査定を行う環境省職員の被災地派遣により、補助上の減額防止のための助言あり。(付属建物についても生活環境の悪化防止の観点で撤去する場合は対象となる旨の言及あり) ○補助率の嵩上げ等の特別な財政支援は未措置。	<ul><li>○環境省職員に同行し、各市町への補助金 上の留意点等についてフォーローアップ を実施。</li></ul>
災害廃棄物の早期処理に向けた支援について ○仮置場の廃棄物全量を財政支援 の対象とすること。	【対応済】 ○災害査定を行う環境省職員の被災地派遣により、補助上の減額防止のための助言あり。(概ね災害廃棄物に該当する旨の認識を示した上で、査定における説明の仕方等、事務手続上の留意事項の助言あり)	<ul><li>○環境省職員に同行し、各市町への補助金 上の留意点等についてフォーローアップ を実施。</li></ul>

要望項目	県の取組(今後の予定も含む)			
被災建築物の除却支援制度の拡充 について 〇地震により発生した居住困難で 危険な被災家屋の除却を促進す るため、十分な予算措置を講じる こと。	【対応中】 ○被災市町のうち、予算措置を要望する市町(倉吉市、北栄町、湯梨浜町)に対し、要望額どおりの金額を内示(11/25 付)	○既存制度及び既存予算で対応済。		
被災建築物の除却支援制度の拡充 について 〇現行の「空き家再生等推進事業」 等の支援制度では対象外の蔵、納 屋等の附属建築物を除却支援の 対象とするよう制度を拡充する こと。	【対応済】 ○住宅に附属する建築物であれば、現行の 支援制度で対象とすることは可能である との回答あり。(11/29 地整局事務連絡)	○対象市町村を支援するため、現行の補助制度(空き家対策支援補助金)を改正し、市町村が行う被災により生じた不良住宅除却を支援対象に追加した。(12/8 要綱改正)		
農業被害への支援について ○鳥取県中部地震により、各種農業 施設が被災するなど、農業生産体 制への悪影響が想定される。早期 復旧に向け、JAや県・市町村等 の財政負担を大幅に軽減するた めの支援を早急に行うこと。	【対応予定: 3次補正】 ○災害復旧事業費については平成 28 年度 第3次農林水産関係補正予算で対応予定。 (熊本地震や鳥取中部地震、一連の台風被 害等への対応) ・災害復旧等事業<公共> 123億円 (本県内での災害査定期間は12/19~28) ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業 16億円 (本県内での災害査定期間は12/20~22)	○被災した共同利用施設(被災総額:約5億円)について、国「共同利用施設災害復旧事業(補助率2/10)」を活用しながら、県・関係市町により末端補助率を9/10まで嵩上げ(内訳:国2/10、県3.5/10、市町3.5/10)し、施設所有者の負担軽減を図ることとしている。		
農業被害への支援について ○収穫期を目前とした晩生梨の落 果により県内産梨の風評被害が 発生することがないよう、首都圏 等におけるPR・キャンペーンを 行うこととしていることから、国 においても情報発信等支援を行 うこと。	【対応済】 ○落果梨の販売促進活動支援について、既存事業の活用が可能。 (活用可能事業/農林水産省より助言) ・「果樹農業好循環形成総合対策事業」 (補助率 1/2)	○鳥取県中部地震復興プロジェクトとして、県内産品の風評被害を吹き飛ばし、県外からの誘客促進を図るため、首都圏等においてPR・キャンペーンを実施。 【主な取り組み】 11/15:「合格まちがい梨」販売」 (東京:京橋千疋屋等) 11/22:「砂丘~とっとりの絆~」販売開始 11/25~26:秋田・鳥取 海の幸フェア (東京:魚河岸)など		
<ul><li>復旧・復興に係る財政支援について</li><li>○鳥取県中部地震の被害に係る緊急対応及び復日・復興対策経費に対する県及び県内市町村への財政措置について、特別交付税措置、新たな財政支援措置など、格別の配慮をお願いしたい。</li></ul>	【今後対応】 ○鳥取県中部地震による財政需要の特別 交付税措置について、総務省に確認したと ころ、3月交付分で対応するとのこと。 11月~12月 事前相談(総務省へ資料提 出済み) 1月上旬 要望額提出、総務省ヒアリング 3月 特別交付税交付	○これまで、初動からスピード感を持って、被災者への支援、公共・公用施設の復旧等を実施。 [参考] 10月25日専決予算(2,849百万円)・鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業・被災者生活応急応援事業(救助費)・安全・安心な未来づくり県立施設復旧事業11月補正予算(3,990百万円)・鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業・鳥取県版経営革新総合支援事業・鳥取県版経営革新総合支援事業11月補正予算(追加提案)(150百万円)・「とっとりで待っとります」旅行商品造成支援事業		
		〇鳥取県又は県内市町村に応援を行った 府県及び市町村の応援経費に対して、特 別交付税措置での格別の配慮をお願い したい旨、国に対して要望する予定。		

要望項目	国の対応(今後の予定も含む)	県の取組 (今後の予定も含む)
災害査定の円滑な執行と被災施設 の復旧に係る財政支援について ○災害査定が迅速かつ円滑に実施 されるよう、ご配慮をお願いした い。	【対応中】 【公共土木施設】 ○災害査定は前倒し実施等により年内に終了予定。 (道路・河川等、大部分について通常より10日早く12/12~16に実施済。残る港湾・公園についても12/26~27に実施予定) ○机上査定の対象額を通常300万円未満から1,500万円未満まで引上げ。 【農地・農林業用施設】 ○災害査定は12/19~28に実施予定。 ○机上査定の対象額を通常200万円未満から1,000万円未満まで引上げ(農地・農業用施設災害) 【学校施設】 ○災害査定は1/16~27に実施予定。 ○文部科学省による災害復旧相談会及び被害箇所の視察(11/14~15) ○文部科学省による事業計画書に係る事前ヒアを12/22に実施予定。	[公共土木施設] ○災害査定の迅速かつ円滑な実施に向け、関係各市町の査定準備にあたり、県が技術的指導を実施。 [農地・農林業用施設] ○災害査定の迅速かつ円滑な実施に向け、関係各市町の査定準備にあたり、県が技術的指導を実施。 [学校施設] ○災害査定の迅速かつ円滑な実施に向け、関係各市町の査定準備にあたり、県が技術的指導を実施。
災害査定の円滑な執行と被災施設の復旧に係る財政支援について ○被災した公共土木施設や農地・農林業用施設、学校施設等について、早期復旧に係る財政支援をお願いしたい。	【対応予定:2次補正・3次補正】 [公共土木施設] ○公共土木施設災害復旧事業費についてはH28第3次補正に計上される見込み・公共土木施設災害復旧事業費944億円(うち本県分査定額:9億6,200万円+未査定額) [農地・農林業用施設] ○災害復旧事業費については平成28年度第3次農林水産関係補正予算で対応予定(熊本地震や鳥取中部地震、一連の台風被害等への対応)・災害復旧等事業<公共> 123億円(本県内での災害査定期間は12/19~28) [学校施設] ○災害復旧事業費についてはH28第2次補正予算で対応	【公共土木施設】 ○県独自で災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を出し、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図った。 【農地・農林業用施設】 ○県独自で対応。 【学校施設】 ○県独自で対応。 【学校施設】 ○県独自で対方の復旧に対する支援を実施。 <倉吉市給食センターの状況> ・施設の戦害が退、調理器具、洗浄機械の政治を実施。 <倉吉市給食センターの状況> ・施設の戦損、調理器具、洗浄機械の政治を関係を受けているのでは、は、本のでは、は、本のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

要望項目	国の対応(今後の予定も含む)	県の取組(今後の予定も含む)			
歴史的建造物等の修繕等に係る支 援について	【対応中】	○県独自で専決予算により、文化財の復旧 費を措置。			
○鳥取県中部地震により損壊した 文化財等の早期復旧に向けた、財 政的支援と技術的支援を行うこ と。	[財政的支援] ○倉吉伝統的建造物群保存地区(倉吉市) ・エリア内の特に被害の大きい建物 18 棟については、所有者との調整が終わり、 12/1 から順次、修理工事を実施。 (事前工事着手について国承認済。現在、補助申請中) ○国指定史跡「大山寺旧境内」(大山町)・大神山神社神門前の石垣崩落等について、崩落した石垣を撤去。(事前工事着について、崩落した石垣を撤去。(事前工事着について、崩落した田承認済。現在、補助申請中)修理はH29年度予定。 ○国指定重要文化財「銅造観世音菩薩立像」(大山町)・仏像の破損については、H29年度に修理できるよう調整中。  【技術的支援】 ・国指定立いて、被災直後から文化庁の調査官による延9名・11日間をかけた現地調査が行なわれ、早期復旧に向けた技術的支援を受けた。	「ふるさとの文化遺産復旧事業」 (10/25 専決) 予算額:15百万円 県補助率:国指定文化財:補助対象事業日 から国庫補助額を差し引いた 額の1/2 県指定文化財:1/2 復旧工事が始まったものについて、順次支 援を行う。 ・倉吉伝統的建造物群保存地区(倉吉市) 特に被害の大きい建物 18 棟について、 所有者との調整が終わり、12/1 から順 次、修理工事を実施。 ・国指定史跡「大山寺旧境内」(大山町) 大神山神社神門前の石垣崩落等:崩落し た石垣は12/10までに撤去済。			
歴史的建造物等の修繕等に係る支援について 〇県・市町村指定の文化財について も財政的な支援を行うこと。	【対応中】 ○特別交付税にかかる文化財の災害復旧 に関する経費の調査を実施中。	○ 「ふるさとの文化遺産復旧事業」 (10/25 専決) ・内容は同上			
被災した水道施設の早期復旧について ○上水道施設等は県民の生活再建 に直結する施設であることから、 被災した上水道施設、簡易水道施 設等の早期復旧に係る財政支援 を行うこと。	【対応予定: 3次補正】 ○国3次補正(水道施設の災害復旧25億円)で計上される見込み(市町へ直接補助) [参考] ○今後、災害査定(国)を予定。・災害査定 H29/1/10~13・補助限度額決定通知見込 2/6~15頃○各市町とも、応急復旧工事は完了。(倉吉:配水塔解体し、避難勧告を解除済)○被害申請額 1市2町88,446千円	○初動対応で、鳥取県日本水道協会で、給水対応や応急工事復旧を実施した。 ○災害査定の実施にあたっては、国と各市町との調整を行う。			
被災した水道施設の早期復旧について いて ○復旧に係る経費について、負担が 最小限となるよう国庫補助率の 嵩上をお願いしたい。	【対応なし】 通常の災害復旧事業のルールに基づき決 定。(激甚や局激までには至らない。)	○特段の対応はしない。			
医療・福祉施設の災害復旧について ○鳥取県中部地震における社会福 祉施設に係る復旧工事が早期に 実施されるよう、復旧費を決定す る実地調査を迅速かつ円滑に実 施し、速やかに復旧費を決定する とともに必要な財源を確保する こと。	【対応中: 3次補正】 ○12/19~27 にかけて、中国四国厚生局、 中国財務局が災害復旧費にかかる実施調査、机上調査を実施。(1月に残りの全対象施設について調査を実施。) 調査終了後、交付申請、交付決定を速やかに進めるとのこと。 ※当面、既存予算での対応となるが、不足が生じれば国3次補正予算分で対応する予定。	<ul><li>○実施調査に向けた書類作成等について 関係課対応済。</li></ul>			

要望項目	国の対応(今後の予定も含む)	県の取組 (今後の予定も含む)
医療・福祉施設の災害復旧について ○災害時であっても透析医療が続けられるよう、施設設備(自家発電装置、貯水槽等)を整備するための補助制度を創設すること。 また、医療施設等災害復旧費補助金は、補助対象が救命救急センター等政策医療に関わる医療施設等と限定的であることから、透析医療機関など補助対象を拡大すること。	【対応なし】 ○自家発電装置、貯水槽に係る施設設備整備の補助制度の創設について、厚生労働省の特段の動きはなし。 ○医療施設等災害復旧費補助金については、厚生労働省は「これらまでも補助対象施設を拡大しているところであり、更なる対象拡大、全ての被災医療機関を対象とすることは困難な状況」との見解。	○自家発電装置、貯水槽に係る施設設備整備の補助制度の創設等について、引き続き 国へ要望していくことを検討。

# 鳥取県中部地震にかかる被災者住宅再建支援等について

平成28年12月21日 住まいまちづくり課

## 1 鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業について(18.5億円)

(1) 被災者住宅再建支援制度(県)の概要(14.9億円)

国の被災者生活再建支援制度で支援対象とならない部分を支援。

(単位:千円)

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建 の方法	全 壊	大規模 半壊	半壊	一部 破損 (10%以上)	対象経費
	次のいずれかに該当する災害 ① 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号に該当する被害 ② 市町村で10世帯以上の住宅が全壊 ③ 都道府県で100世帯以上の住宅	建設· 購入	(2, 250) 3, 000	(1, 875) 2, 500	_	_	
国制度(北党	が全壊 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県 内の5世帯以上の住宅が全壊した市 町村(人口10万人未満) ⑤ ①~③の区域に隣接し、5世帯以上	補修	(1, 500) 2, 000	(1, 125) 1, 500	_	-	・使途不問
(北栄町)	の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満) ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合に ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村 (人口10万人未満) ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村 (人口5万人未満)	賃借	(1, 125) 1, 500	(750) 1,000	-	-	
県制度(県	次のいずれかに該当する災害 ① 全県で10世帯以上の住宅が全壊 ② 1の市町村の区域において5以上 の世帯の住宅が全壊 ③ 1の集落においてその世帯数の2 分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊 ④ ①から③までに掲げるもののほか、	建設·購入	(2, 250) 3, 000	(1, 875) 2, 500	(750) 1,000	-	・使途不問
(県内全市町村)	被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生 ※①から③までの規定を適用する場合においては、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。	補修	(1, 500) 2, 000	(1, 125) 1, 500	(750) 1,000	300	・全壊・大規模 半壊は使途 不問 ・半壊・一部破 損は住宅補 修経費

- 注:①金額欄の上段( )内は、単数世帯、下段は複数世帯への支給額
  - ②県制度における全壊、大規模半壊への支援は、国制度で対象とならない災害の場合に適用。
  - ③県制度の適用となる全壊、大規模半壊への支給金は、国制度に合わせて定額とするが、半壊・一部破損については実行経費と比較し、何れか低い額とする。

### (2) 被災者住宅修繕支援金の概要(3.6億円)

(1)の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援。 ※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認。

## 【支援額】

損害基準判定	4%超	3 %超	2%超	1%超2%	1%以下
		4%以下	3%以下	以下	
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

# 2 民間賃貸住宅の家賃補助を行う市町村への支援について

中部地震により住宅(持ち家又は民間賃貸住宅)が全壊・半壊等し、長期に渡り当該住宅に居住できない者に民間賃貸住宅の家賃等補助を行う市町村に対して支援を行う。(現時点で倉吉市が予算計上済)

- (1) 補助対象者:
  - ・居住していた持ち家が、全壊などにより解体することを余儀なくされた方
  - ・居住していた民間賃貸住宅の貸主が修繕を断念する等賃貸借契約が解除された方 等
- (2) 支援対象入居期間:最長1年間

#### 3 被災宅地擁壁等の復旧支援を行う市町村への支援について

中部地震による、居住する住宅に重大な損害を及ぼす恐れがある擁壁被害等の復旧への支援を行 う市町に対して支援を行うことを検討している。 (現時点で倉吉市及び三朝町が制度を検討中)

(1) 対象宅地:

中部地震で被災した個人が所有する市町村内の居住の用に供する建築物がある一団の宅地

(2) 対象工事:

居住する住宅に重大な損害を及ぶす恐れがあると認められる被災した擁壁等の復旧工事

#### 4 中部地震住宅修繕支援センターの開設(12月9日)について

今後被災住宅の修繕工事の需要増加が見込まれることから、住民の不安を払拭するとともに、相談や修繕依頼等に速やかに対応できるよう、県内の建設・建築関係団体連携による相談窓口を、12月9日(金)に開設した。

- (1) 場所:中部建設会館内(倉吉市東巌城町12)
- (2) 開所時間:午前8時から午後5時まで(毎日)
- (3)構成団体:(一社)鳥取県建設業協会・(一社)鳥取県中部建設業協会・(一社)鳥取県木造住宅推進協議会・鳥取県建築連合会・鳥取県瓦工事業組合・鳥取県左官業協同組合・鳥取県板金工業組合
- (4) これまでの相談件数等:
  - ・相談件数(12月9日~17日時点):66件
  - ・相談内容:早く屋根を修理したい、業者を紹介してほしい、見積りをお願いしたい 等